

大阪市淀川区役所広報誌「よどマガ！」
広告掲載にかかる広告代理店募集要項

市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、淀川区役所の広報誌に広告枠を設け、次のとおり広告代理店を募集する。

1 広告媒体

大阪市淀川区役所広報誌「よどマガ！」
詳細は、仕様書 5 (1) 掲載媒体を参照

2 広告掲載期間

令和 8 年 5 月号から令和 9 年 4 月号まで
ただし、双方合意の上、契約期間の更新を可能とする。更新契約は 1 年ごとの更新とし、
令和 11 年 3 月 31 日までを限度とする。

3 事業内容

仕様書 2 事業内容 を参照

4 最低価格

月額 金 305,250 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 広告料の納入

納入については、年間分前納とし、本市の指定する日までに納入することとする。

6 応募資格

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができる。

- (1) 国税及び大阪市税の滞納がないこと。
- (2) 令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿 業務委託用種目一覧「04-02：広告代行」に登録されていること。
- (3) 申込書の提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

7 入札参加申込方法等

(1) 申込受付期間

令和 7 年 11 月 19 日（水）午前 9 時～ 令和 7 年 12 月 3 日（水）午後 5 時まで
（土・日・祝日を除く午前 9 時～午後 5 時、ただし、午後 0 時 15 分～午後 1 時を除く）

(2) 申込受付場所

大阪市淀川区役所 5 階 政策企画課
(大阪市淀川区十三東 2 丁目 3 番 3 号)

(3) 申込に必要な書類

- ① 申込書兼誓約書 (様式 1)
- ② 会社概要

(4) 申込の手続き

受付期間内に、申込に必要な書類を受付場所まで提出してください。

なお、郵送の場合は簡易書留にて、令和 7 年 12 月 3 日 (水) 必着で送付してください。

(5) 入札書の交付等

申込書類の審査を行ったうえで、令和 7 年 12 月 11 日 (木) 付けで郵送にて交付します。

8 質疑書の提出

(1) 質疑書受付期間

令和 7 年 11 月 19 日 (水) 午前 9 時～ 令和 7 年 11 月 26 日 (水) 午後 5 時まで
(土・日・祝日を除く午前 9 時～午後 5 時、ただし、午後 0 時 15 分～午後 1 時を除く)

(2) 質疑書の提出方法

書面 (様式不問) により 10 担当 へ持参、又はメールで送付してください。

(質疑書提出用メールアドレス t10009@city.osaka.lg.jp)

(3) 回答方法

令和 7 年 11 月 28 日 (金) 付けで大阪市淀川区役所ホームページへ掲載します。

9 落札者の決定方法等について

(1) 入札書の提出期日

令和 7 年 12 月 22 日 (月) 午後 2 時～午後 2 時 30 分
※入札会場は午後 2 時 30 分に閉鎖します。

(2) 入札書の提出場所

大阪市淀川区十三東 2 丁目 3 番 3 号
淀川区役所 6 階 602 会議室

(3) 提出書類等

- ① 入札書 (別紙 1)
- ② 委任状 (代理人により応募しようとする場合) (別紙 2)
- ③ 印鑑 (代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した印鑑) (再入札の際、必要となります)

(4) 入札書の投函方法

- ① 応募資格者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函することとします。
- ② 応募は代理人に行わせることができます。この場合には委任状を入札書と一緒に入札箱に投函することとします。

(5) 応募価格の表示

掲載期間中の掲載場所ごとで掲出期間の内訳及び総額を記載することとします。

※本件募集については、単一企業の落札とします。

(6) 落札者の決定

- ① 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募資格者立会いのもとで行います。
- ② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
- ③ 本市が設定する最低価格以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者を落札候補者とします。
- ④ 最高となるべき同価格の入札書を提案したものが 2 者以上ある場合は、直ちにくじにより決定します。

(7) 入札書の無効

- ① 最低価格を下回る価格提案を行ったもの。
- ② 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時まで提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ⑤ 本市が交付した入札書を用いないでしたもの。
- ⑥ 同一物件について応募資格者又はその代理人が 2 以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 同一物件について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ⑧ 同一物件について他の応募資格者の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑪ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑫ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(8) 結果の公表

落札者を決定したときは、事業者の名称及び金額を大阪市ホームページで公表します。

(9) 入札の中止

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は延期することがあります。

(10) その他

- ① 広告掲載手続きにかかる一切の費用については、落札者が負担することとします。
- ② 押印は、大阪市使用印鑑届にて届け出た使用印を使用すること。

10 担 当

大阪市淀川区役所政策企画課

大阪市淀川区十三東 2 丁目 3 番 3 号

電話 06-6308-9404

メールアドレス tl0009@city.osaka.lg.jp